



お互いに暮らし
やすいまちへ

十和田市ろうあ協会
会長 小沢千枝子さん

十和田市手話言語条例が成立されたときは、大変うれしく感動しました。

ろうあ協会では、昭和40年ごろから手話講習会を市民に継続して行ってきました。当時は、手話や聴覚障害に対する理解がなく、手話を使うとジロジロ見られたり、また、就職できないこともあり。ろう者が手話でコミュニケーションをとるのが当たり前であるということに、周りの理解がなかったからです。

近年は、世界的にも手話は言語であると認められてきています。皆さんも手話が分からないからと悲観的になるのではなく、身振りや筆談などでも良いので、ろう者といういろいろなコミュニケーションをとっていただきたいと思います。聞こえない人に情報を伝えるということはとても大切です。皆さんから情報を伝えていただくと安心できます。

聞こえる人も聞こえない人も、お互いに暮らしやすい十和田市をつくっていきたく思います。



小沢さんは、市職員を対象とした「手話を使った接遇研修」でも講師を務めてくれました

十和田市手話言語条例の概要

基本理念

手話への理解の促進や手話の普及は、手話が言語であること、ろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを踏まえ、ろう者とろう者以外の者が互いに人格や個性を尊重することを基本として推進されなければならない。

市の責務

市は、基本理念にのっとり、必要かつ合理的な配慮などによりろう者の自立した生活や地域における社会参加が促進されるよう、手話に関する施策を推進するものとする。

- ・手話への理解の促進や手話の普及を図るための施策
- ・手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- ・手話通訳者、手話奉仕員などの確保、養成、支援のための施策

市民・事業者の役割

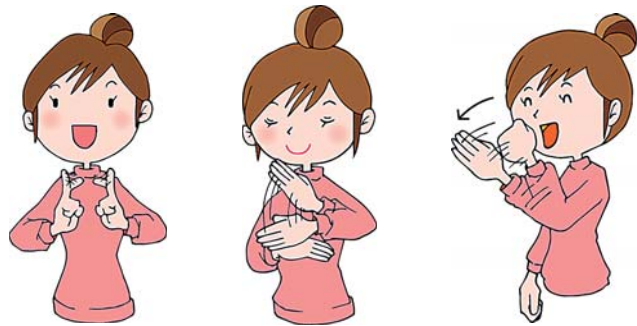
- ・市民や事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。
- ・ろう者とその支援者は、市民、事業者の手話に対する理解の促進や手話の普及に努めるものとする。
- ・事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境の整備に努めるものとする。

手話を学んでみませんか

聴覚に障害がある人との交流や、日常生活で使うことができる手話を学ぶサークルなどが市内にもあります。

- 十和田手話サークル「おいらせ」
とき 毎週木曜日 午後7時～9時
ところ 市民交流プラザ「タワーレ」
☎代表・齋藤 ☎090-7327-4445
- 青森県手話通訳問題研究会 十和田班
とき 毎月第1・3月曜日 午後7時～9時
ところ 市民交流プラザ「タワーレ」
☎担当・小沢 ☎080-1855-9013

ぜひ、気軽に見学にお越しください。



こんにちは ありがとう よろしくお祈いします



十和田市手話言語条例を制定しました

手話は言語の一つ

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者（聴覚に障害がある人で、手話を必要とする人）は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として大切に育んできました。

しかし、過去には手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使うことができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は必要な情報を得ることも、意思疎通をすることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約や平成23年8月に改正された障害者基本法において手話が音声言語と同様に言語であることが明記されました。手話が言語であるとの認識を深め、理解と広がりを持って地

12月13日、「十和田市手話言語条例」を制定し、同日施行しました。市では、市民の皆さんや事業者にも手話への理解の促進・普及を図り、手話が使いやすい環境づくりを目指していきます。

☎生活福祉課 ☎6718

責務と役割を明確化

この条例は、手話は言語であるという認識に基づき、市民の皆さんにも手話を理解してもらい、手話の普及をするための基本理念を定めています。市の責務はもちろん、市民の皆さん、事業者それぞれの役割も明らかになり、ろう者とろう者以外の者が共生することができる地域社会を実現することを目的としています。

聞こえる、聞こえないにかかわらず、共に支え合いながら生活することができる社会の実現を目指すためにも、皆さんのご協力をお願いします。



手話の意味：I love you